

松江市スマート農業導入支援事業費補助金募集要綱

(趣旨)

第1条 松江市スマート農業導入支援事業費補助金交付要綱第4条に定める補助事業者の募集及び選定について、必要な手続を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 認定新規就農者 法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 地域計画 法第19条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する計画をいう。
- (4) 担い手以外の農業者等 認定農業者及び認定新規就農者以外であって、市が策定する地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に記載された農業者及び任意組織をいう。

(応募資格)

第3条 市内に営農地を有する認定農業者、認定新規就農者又は担い手以外の農業者等であって、当該年度にスマート農業に必要な機械、施設又は設備等を導入予定の者とする。

(募集方法)

第4条 補助事業者の募集は、ホームページへの掲載等により行うものとする。

(募集期間)

第5条 補助事業者の募集期間は、認定農業者、認定新規就農者及び担い手以外の農業者等それぞれに定めるものとする。

(応募)

第6条 松江市スマート農業導入支援事業費補助金に応募する者のうち、認定農業者及び認定新規就農者はスマート農業導入支援事業費補助金応募用紙「認定農業者・認定新規就農者用」

（様式第1号）に、担い手以外の農業者等はスマート農業導入支援事業費補助金応募用紙「認定農業者・認定新規就農者以外の方用」（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、募集期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書（写し）
- (2) その他、市長が必要と認めるもの

(募集枠)

第7条 市は、認定農業者、認定新規就農者及び担い手以外の農業者等それぞれにおいて予算の範囲内で募集枠を設けるものとする。

(選考)

第 8 条 6 条の応募があった場合には、産業経済部農政課において選考し、補助対象者を決定するものとする。

(結果の通知)

第 9 条 選考の結果については、補助金選考結果通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(先着順による選考)

第 10 条 令和 8 年 12 月 1 日以降は、募集によらず先着順による選考ができるものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(施行期日)

3 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

4 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。